

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和5年5月26日（金）  
13時30分開会 14時36分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・  
橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・深沼達生・  
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦  
保健福祉課長：藤田哲也、保健福祉課長補佐：石川 淳
- 6 議 件
  - (1) 町長からの申し出事項について
    - ・第4回定例会について
    - ・令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種について
    - ・令和4年9月28日発生の町営牧場車両事故による損害賠償について
  - (2) 議会運営委員会からの報告事項について
    - ・6月定例会議案の審議方法について
    - ・審議日程の見通しについて
    - ・北海道町村議会議長会議員研修会について
    - ・模擬議会について
    - ・議会モニター会議について
    - ・6月定例会以降における新型コロナウイルス感染症の対応について
  - (3) その他
    - ・クールビスの取組みについて
    - ・今後のスケジュール（6月定例会等）
- 7 会 議 録 別紙のとおり

【開会 13:30】

山下議長：只今より全員協議会を開催する。本日は6月の定例議会の関係が中心になっているので、よろしく願います。それでは、町長からの申し出事項から進めたいと思う。執行側から説明を求める。

副町長（山本 司）：本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。町長が消防の演習の関係で出られないので、私の方から挨拶させていただく。本日は6月定例会の議案の説明という部分と、これから始まる新型コロナウイルスワクチンの接種についての予定と、昨年、町営牧場の車両による交通事故があった、その損害賠償についての示談が長引いて、訴訟になる予定だということで、そういった部分のお話しをさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

(1) 町長からの申し出事項について  
・第4回定例会について

山下議長：順次説明を求める。最初に第4回定例会について説明を求める。

副町長：議案書に沿って予定議案等の説明をして参る。議案第37号、町税条例の一部を改正する条例については、令和5年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴う、条例の改正である。内容については、平成26年度から東日本大震災復興財源として、町道民税均等割に1,000円を加算し賦課徴収していたが、この賦課徴収については今年度で終了する。令和6年度からは新たに森林環境税が導入され、国税分として町道民税均等割に1,000円を加算し賦課徴収するという制度改正である。続いて、議案第38号、清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、新型コロナの影響により収入が減少した世帯に対する令和4年度賦課分の保険税減免措置期間を、これまで令和5年3月31日までとしていたものを、1年延長して、令和6年3月31日までの納期が設定されている保険税まで減免措置を延長するという内容である。続いて、議案第39号、清水町介護保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険税と同様に介護保険税の第1号被保険者の賦課分についても減免措置期間を、令和6年3月31日まで延長するという内容である。以上3件が条例の改正である。続いて議案第40号から第45号は、令和5年度一般会計ほか5会計の補正である。一般会計について主なものを申し上げる。特別会計も同様であるが、4月の人事異動等に伴う職員人件費の補正が主な内容である。一般会計補正予算の7ページから説明する。歳入の補正になる。歳出予算の補正に伴う財源であるので、歳入の部分は省略させていただく。8ページ、歳出について説明申し上げる。歳出については、先程申し上げたとおり、4月1日の人事異動等による予算の組み替えの補正が主なものである。8ページの人件費以外について説明申し上げる。8ページ一番下の、2款1項1目12節40番、職員総合健診等委託料25万2千円の追加は、4月1日付けで共済組合へ加入することとなった会計年度任用職員の増による補正となっている。11ページ中段に参る。3款1項3目、老人福祉費27節 繰出金は、特別会計の補正予算に伴い、介護保険特別会計への繰出金として19万7千円の減額である。11ページ下段に参る。12目住民税非課税世帯等臨時特別給付金費は、右側の説明欄でご説明する。22節10番、国庫道費補助金

返還金、1,873万6千円の追加は、令和3年度繰越分及び令和4年度の補助金確定による返還金の補正である。内容的には令和3年12月10日を基準日として、非課税世帯に1世帯10万円を給付するといった内容である。その事業清算に伴う返還金である。12ページに参る。価格高騰緊急支援給付金事務である。22節10番 国庫道費補助金返還金、248万6千円の追加は、令和4年度給付事務の確定による返還金の補正である。これは、令和4年9月30日の基準日をもって、1世帯5万円を給付するといった事業があった。この事業確定による返還金ということになる。次に、住民税非課税世帯等生活支援給付金事務である。国の交付金を財源に令和5年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付するもので、事務費及び給付金として約1,400世帯に給付するという見込みであり、合わせて4,441万7千円の追加である。この件に関しては、議案説明資料として別冊でお配りしているが、この最終ページ17ページに詳細を記載している。13ページ中段に参る。3款2項1目、児童福祉総務費19節10番、乳児保育金69万5千円の追加は、清水町乳児保育金支給要綱に基づき、生後10か月までの子どもを個人へ預け保育する申請が見込まれることから補正するものである。14番、施設等利用給付費44万4千円の追加は、町外へ通勤する保護者が、認可外の保育施設を利用することになったことにより給付金を補正するものである。15ページ下段から16ページに参る。特別会計の操出金についても、特別会計における人件費の補正に伴うものである。20ページに参る。7款1項2目、観光費、18節13番、やっぱり十勝Day参加負担金50万円の追加は、8月4日に北広島市にあるエスコンフィールド北海道で開催されるプロ野球に合わせて、十勝の魅力を発信するためのイベントとして、十勝全市町村がPR参加することになり、負担金としての補正になる。下段の8款2項1目、道路維持費、10節52番、車両修繕料、道路管理車両分191万5千円の追加は、グレーダーの故障による修繕費用の補正である。22ページ下段に参る。10款1項1目、教育委員会費、12節40番、教育指導幹健康診断委託料1万円の減額は、共済組合加入に伴う不用額の補正である。23ページ下段の、2項1目、小学校管理費、17節11番、学校備品50万円の追加は、寄付1件を受けて、教育目的に使用して欲しいということであり、学校備品購入費としての追加である。小学校プール維持管理、10節40番については、小学校プール6月から開設するが、電気料の値上がりにより、当初見込んでいた電気料では不足を生じる可能性があるため、値上がり分としての電気代85万円を追加するものである。24ページ中段に参る。3項1目、中学校管理費、17節11番、学校備品50万円の追加も、先程と同様に学校資材購入費としての寄附があり、学校備品を購入するといった内容である。28ページに参る。13款2項1目、基金費は、今回の補正予算調整額として財政調整基金積立金、15万9千円を計上するものである。以上が補正予算の内容である。特別会計等については、先程申したとおり人件費の組み替えによる補正ということで、説明を省略させていただく。続いて、議案第46号、清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてである。過疎市町村計画を策定しているが、この度本文に事業を追加する必要が生じたことから、北海道と事前協議を進めていたが、協議が整ったので計画の変更について提案するものである。中身としては記載のとおり道路事業の追加である。続いて、議案第47号、清水町固定資産評価審査委員会委員の選任についてである。現在2期目の小竹委員については8月5日で任期満了を迎えることから、再任について提案するものである。任期は3年となっている。続いて、議案第48号から第64号は清水町農業委員会委員の任命についての議案である。現在の農業委員については、7月19日で任期満了となる。新たに17名を任命したく提案するものである。農村地域推薦の13名、JA十勝清水町農業協同組合推薦の1名、JA青年部推薦の1名、JA女性部推薦の1名と、一般公募があった1名を提案するものである。任期は3年となっている。以上が本日お配りした予定議案になっている。このほかに、開会日当日に議案として配布したい案件が6件ある。内容については、

工事等の入札が5月30日に予定しているものがある。工事請負契約の締結について、入札の予定価格が50,000千円の議決要件を超える見込みから、5件を提案する予定である。また、物品の取得、内容的には学校コンピュータであるが、これも予定価格が10,000千円の議決要件を超えることから、1件を提案する予定である。以上が、予定議案の説明となる。また、行政報告として、例年行っている6月1日現在の農産物の生育状況等について報告をさせていただきたいと考えている。調査日が6月1日なものであるので、これについても開会日に配布をさせていただきたいと思っている。以上、予定議案の説明とさせていただきます。

山下議長：只今、予定議案の説明があった。特に質疑があれば受けるがよろしいか。

(「なし」との声あり)

鈴木議員：確認したいことが、2時から消防の演習があって、議員も1時半始まりの2時間のご案内を頂いている。どの時点で休憩を取って行くのか、行かないのかも先程報告がなかったから、どういう取り扱いで、自由参加で各自それぞれ行っているのか、それともどうされるのか。先週、事務局に問い合わせている。その結果報告はなにもなかったもので、改めてどういうふうにされるのか取り扱いだけお願いします。

山下議長：それでは、事務局で。

事務局長：議運の中でも終了後に若干お話しさせていただいたが、消防団からのご案内については、昨年まではコロナの関係があり、議長にご案内があり、昨年と同じ日程で議運と重なった。昨年は議員さんにご案内がなかったもので、特に対応はなかったが、今回、ご案内が議長だけなのか議員全員にされているのかという事も我々のところで把握していなかったという部分もあった。いずれにしても、議会の議運と協議会の日程が先に予定していたので、そちらを優先させていただきたいという部分があった。それと、消防署と話をしたけれども、議会の日程があるのであれば、そちらを本務として優先していただきたいという話もされたので、予定どおり議運と全員協議会を開催させていただくという事にさせていただいた。それで、今後については議会の日程は先に、早い段階で決めているので、調整する形でいくということで消防署長とは話をさせていただいたので、今回については予定どおりということで、開催させていただいたところである。

鈴木議員：別に目くじら立てて怒っているわけではないので、あれであるが、報告はして欲しいのと、やっぱり役場内の調整連携が取れていないというのがはっきりわかったことであるから、そこはしっかりとやって欲しいなというところと、更に、消防団員の何人かから、2時からやるから来てねと、もちろん来るんだよねという声も十分にあった。去年やっていないのはコロナだから、3年くらいやっていないのは皆わかっているが、それ以前のところは必ずやっていたと、議員も招待を受けている。これはやはり行くのがある意味筋かなと、議員としては町民の安心安全と財産を守ってくれる消防団に対してはやはり敬意を表さなければならないという思いもあって、行かなきゃならないと思うけれども、今回はそういう日程のずれの関係であって、行かないということは、正直言ったら慣例を、これまでの議会の慣例、コロナウイルスを除いても議会の慣例を逸脱してしまったというか、慣例をなくしてしまったというようにも見えてしまうので、今後はやっぱり、これらも含めてしっかりと議論というか調整をしっかりとしてほしいなど。日程をずらせるものならどちらかがずらすということ

になると思うが、この場合、向こうの方が練習もずっとあるので、もしずらすのだったら本来であれば全員協議会を午前中にして、議運を例えば前の日にしていただくとか、その辺がもしできるのであればやったほうが良かったのかなというふうには思っている。町民の半分ボランティア、報酬はもらっているが半分以上はボランティアで、会社休んでやっている人たちがたくさんなので、そういうところには敬意を持って我々も接しなければならないと思うので、その辺も十分考えながら今後進めていただければと思う。よろしく願います。

山下議長：了解した。連携不足だったという部分はあった。また、消防に対しては皆さん同じ気持ちだと思う。皆さん敬意を表していると思うので、日程変更の関係について議会として当初決まっていた部分が、変更難しいなという部分があったので、こういう結論になったけれども、今後、柔軟的な日程変更をさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

鈴木議員：1時間半くらいやっていると言われたので、少しでも顔を出すことによって士気が高まるのかという部分もあるので、よろしく願います。

・令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種について

山下議長：それでは2点目、令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種について町長部局から申し出がある。

保健福祉課長（藤田哲也）：本日、令和5年度における新型コロナワクチン接種についてご説明させていただく。よろしく願います。（資料に基づき説明）

山下議長：担当課から新型コロナワクチン接種について説明があった。特に確認する必要があるれば質問を受けたいと思う。

中河議員：予約の方法であるが、これまで同様にコールセンターをとということで、今までもコールセンターが出ないとかいうことで、申し込みにも不都合を感じていた方がいるが、保健福祉課へ電話かけても受付はよろしいか。

保健福祉課長補佐（石川 淳）：保健福祉課の方にかけていただいても保健師なりが対応するので、もしそういうことがあればお話ししていただければと思う。どうしても65歳以上の高齢者の方々であるので、なかなかコールセンター、もしくはインターネットでの予約では難しいというところがあるので、そこはこちらから補助したり、こちらで予約をしたりということをお手伝いできればと思っている。

・令和4年9月28日発生の町営牧場車両事故による損害賠償について

山下議長：その他確認する事項がなければ、この件については終了させていただく。続いて令和4年9月28日発生の町営牧場車両事故による損害賠償について説明をお願いします。

総務課長（神谷昌彦）：令和4年9月28日に発生した、町営牧場ダンプ車両による交通事故については、昨年10月17日の臨時議会で行政報告をさせていただいたところ。その後、保険会社及び担当弁護士において、相手方と保障について交渉を行ってきたところである。昨年12月の定例議会において相手方の車両修繕費の損害賠償額が確定したということで、車両修繕の損害賠償金について補正予算を提案させていただき議決をいただいたところ。また、その際に怪我による治

療費については未確定のため、確定次第、車両修繕分と合わせて損害賠償額の決定及び和解についての議案を提案させていただくと説明させていただいたところである。引き続き保険会社及び弁護士において怪我による治療費について相手方と交渉を行ってきたところであるが、双方に隔たりがあるということで、この度、相手方より損害賠償請求の訴訟が提起されたということで、担当の弁護士の方から連絡があったところである。まだ訴状についてはこちらの方に届いていないので、詳細は不明であるが争点としては2点ほどある。1点が、相手方は無職ということで、経済的に困窮しているので治療費の一部を内払として支払ってほしいという内容である。こちらの方としては示談成立前に賠償金を内払することについては、本件の事故の内容、損害、怪我の程度、就労状況等を鑑みると内払に応じることはできないという内容になっている。もう1点が、相手方の腰椎椎間板ヘルニアの治療費についても補償してほしいという求めがあった。こちらの方としては、事故の状況、車の損傷状況からみて、この事故が原因で腰椎椎間板ヘルニアを生じさせうるような事故対応ではないと判断しているということで、その辺が大きく双方の食い違いとなっているところである。以上のようなことで、若干、確定までは時間を要するというところで報告させていただきたいと思う。この事故に関する一切の訴訟行為については引き続き担当する保険会社の弁護士の方に一任をしている。また、弁護士費用についてはこれまでどおり保険会社の負担ということになっているので、町として負担が生じるということはない状況となっている。

山下議長：只今、総務課長から損害賠償の今の状況について説明があった。何か今の時点で確認することがあれば。

鈴木議員：町内の方であったか、町外の方であったか。

総務課長：町外である。函館の方の方である。

山下議長：他になければ、この件については終了とする。以上、執行側から説明があった。ここで執行側には退席いただく。

【休憩 14：12】

【再開 14：12】

(2) 議会運営委員会からの申し出事項について

- ・ 6月定例会議案の審議方法について
- ・ 審議日程の見通しについて

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。議案について議運の方で進め方について検討しているので議会運営委員会から報告を願う。

橋本議員：6月定例会議の審議の日程、見通しについて審議したので報告する。第4回議会定例会は6月7日から20日までの14日間で、6月7日水曜日に議会運営委員会委員長の報告、行政報告、一般会計以下6会計補正予算、追加議案となるその他議案、工事請負契約の締結5件、物品の取得1件、請願3件、所管事務調査について両委員会からの報告、6月13日火曜日と14日水曜日に一般質問、これは何人するかによって変更があると思う。6月20日火曜日、条例の一部改正

3件、その他議案、過疎地域持続的発展計画の変更、固定資産評価審査委員会委員の選任、農業委員会委員の任命17件、意見書、所管事務調査の申し出を行う。

・北海道町村議会議長会議員研修会について

山下議長：只今、6月定例会の審議方法並びに審議日程について説明があった。特に質疑がなければこのように進めて参りたいと思う。続いて、北海道町村議会議長会議員研修会について議運委員長から報告願う。

橋本議員：北海道町村議会議長会議員研修会については、7月4日火曜日、午後1時から4時半まで札幌コンベンションセンターで開催されるものに参加するということである。昨年はコロナ対策等で時間を短縮して参加したということであるが、本年は従来どおりの時間帯で、9時半出発、会場で弁当または食堂で昼食をとるという予定にしている。議論の中ではわざわざ出かけて行くだけの値はあるのかというような意見もあったが、議会としては参加する。都合のつかない方は不参加も仕方ないと思っはいるが、参加したいという方向で報告させていただく。

山下議長：只今、議運委員長から道議長会の研修会に出席するという事で議運の方で決定したという報告があった。何かご質問あれば。

鈴木議員：確認したいのであるが、都合のつかない方は行かなくてもいいというお話しであったが、そうではないと、それを言いたいのではなくて、昨年の議長会の研修の講師があまりにも政治的すぎて、研修会に行ったら必ず報告書を出すけれども、報告書を出せない講演会だった。政治的に入りすぎていて我々議員としての研修としてはちょっと逸脱している部分があって、復命できない、報告書出せないと。今年、議長会からは説明とかそういう部分はあるのかなのかというのと、あんなのだったらもう議運委員長言ったように行きたくなければ行かなくてもいいかなというふうに、去年を聞いた感想で、それを受けての流れで自主的に判断していいものかどうか、回答できるのであれば願う。

山下議長：昨年この研修会については、議運を開いた中でどういった講師がくるのかということで確認をしたので事務局から報告する。

事務局長：議運の中でも同様のお話しがあったので、正式な案内がまだきていないが、確認したところ、二人の方のご講演をということである。一人は五百旗頭眞さん、政治学者の方である。もう一人は田崎史郎さん、政治評論家で、委員長報告のとおり議会として参加するという事で、あと、内容等については今の段階ではどんなお話しをされるのかとか、演目も承知してないのでわからないが、議長会としては参加していただいで見識を広めていただきたいと思うので、事務局としては皆様にご参加いただきたいと思っはいる。

山下議長：只今、事務局から講師の関係、話があった。それを受けて。

鈴木議員：昨年までは確か行かなくてもビデオで見れたりとかしたような気がしたが、今回はそういうのがあるとかは。

事務局長：現時点では確認していない。

・模擬議会について

山下議長：この件についてはよろしいか。今回の定例会の中で派遣の関係の議案を提出したいと思う。続いて、模擬議会について議運委員長から報告願う。

橋本議員：模擬議会については、令和5年度の実施について開催要領を定め、清水高校から示されている計画について対応していくということになる。日程的にはかなりタイトな形になるが、清水高校のプログラムの中でやるということであるので、9月6日に清水高校での勉強会、9月11日に議会の見学、9月27日に質問を通告して、10月11日答弁書送付、模擬議会リハーサルをする。そして、10月18日に模擬議会を実施するという予定をしている。

山下議長：只今、議運委員長から模擬議会の流れについて説明があった。高校の授業のスケジュールがあって、こういった日程で組んだという話もあった。この内容で進めていくということではよろしいか。何か質問あれば。

(「なし」との声あり)

・議会モニター会議について

山下議長：特になければこの流れの模擬議会を進めてまいりたいと思うので、よろしくお願ひする。次に、議会モニター会議について議運委員長から説明願う。

橋本議員：議会モニター会議についてである。まずモニターの委嘱についてであるが、5月1日公募締め切りであったが、その時点で5名しか応募がなかったため、25日まで延長した結果、6名の方が応募された。定員10名を超えていないため応募者全員をモニターに委嘱するということになる。6月1日付けで委嘱状を交付して、令和5年度の議会モニター会議を具体的に何日とは決まっていなくても、7月の後半、2回目を1月後半に開催をするということである。開催の内容については、1回目は丁度改選期であるので、議員との顔合わせ、6月の定例会までの議会活動に対する意見、2回目については12月定例会までの議会活動報告に対する意見などについてということである。

山下議長：議会モニターについては6名ということで、時期的にも、これ以上延ばしても無理だろうということで、6名で進めたいということで委員長から報告があった。特に質問などなければ、今年度、このような形で進めるということにする。

橋本委員長：審議の中ではモニター制度の在り方とか、そもそもモニターをどうやっていくかということ自体もあったけれども、それはこれからの問題としてやっていくということであるが、今回は要領に従って募集して応募された方がいらっしゃるの、その方をもって2年間勤めていただくということになろうかと思う。どのようにしていったらいいかということは、これからも皆さんにお考えをいただかなければならないのかと思っているので、よろしくお願ひする。

鈴木議員：前回と前々回は何名ずつであったか。10名いたか。

事務局長：前は7名であった。

鈴木議員：今回の6名の方の大部分が引き続きやられる方か。

事務局長：名簿にも書かれているとおり2回目、3回目の方。5人の方は引き続きである。

山下議長：休憩する。

【休憩 14：28】

【再開 14：30】

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。モニター会議についてはこのような進め方でよろしいか。

(「はい」との声あり)

- ・6月定例会以降における新型コロナウイルス感染症の対応について

山下議長：続いて、6月定例会以降における新型コロナウイルス感染症対策について、議運委員長から報告願う。

橋本議員：6月定例会以降の対策について、事務局から説明してもらっていいか。要はコロナ前の形に戻して審議すると。例えば一般質問であれば質問台使うとかいうことになるけれども、詳細について説明いただけるか。

事務局長：資料の前段に書いてあるとおり、5月8日からインフルエンザ同等の5類に移行されている。町においては対策本部、感染予防強化方針が廃止、終了している。については、これまで実施してきた対応については終了して、それ以前の議会運営に戻すということである。但し書きで、役場もそうだが、議会の出入口には手指消毒液は引き続き設置されている。マスク着用と合わせて使用は個々の判断にお任せするということである。下の囲いの中が新型コロナの感染症対応としてやってきたものである。裏面を見ていただくと、運用例の抜粋であるが、一般質問又は緊急質問に対する答弁、町長等の行政報告については演台を使用する。それから、一般質問又は緊急質問については質問台で行っていたので、この部分は従前に戻して、演台での答弁、それから質問台での一般質問を実施していくということである。

山下議長：只今、議運委員長、事務局長から説明あったような流れの感染対策については、今後、5類に移行されたので従前どおりの形の、議会、議場での運用をしていくということでご了解いただけるか。

(「はい」との声あり)

### (3) その他

- ・クールビスの取組みについて

山下議長：それではそのように進めていく。その他ということで、クールビスの取組みについて議運委員長から報告願う。

橋本議員：クールビスの取組みについてであるが、以前から、6月から9月においては、クールビスの取組みを進めるということでやっているの、そのように今年もやっていくということで確認をいただきたいと思う。

・今後のスケジュール（6月定例会等）

山下議長：今年もクールビズについては、従前決まっているとおりに進めるということで話があった。また、議運の中では、町が通年とおしてのスタイルがあるようなので、今後については今年度中、議運の中で検討していこうという話があった。まずは6月1日からクールビズでスタートするということを皆さんに確認をしていただきたいと思います。続いて、今後のスケジュールについて事務局より説明願う。

事務局長：その他、今後のスケジュールということでお話しをさせていただく。既に通知、また本日もお配りしているが、5月31日の9時から一般質問の通告の受付を行う。毎回お願いしているように、一般質問本文の他、新聞チラシ用質問要旨についても同時に提出いただくようお願いする。字数の関係上、質問1項目につき40、50字としているので、こちらについても必ず提出をお願いしたいと思う。

山下議長：以上で本日の全員協議会の議題は終了した。その他、各議員から何かあれば。なければこれで全員協議会を終了する。

【閉会 14：36】